

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和2年6月1日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和2年6月1日付教育委員会組織編成に伴う、福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和2年5月25日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

「生徒指導課

第2条中 生徒指導第1係 を削る。
生徒指導第2係 」

第3条第1項中生徒指導課の分掌事務を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（ユニット制組織に配置する課長及び係長）

第4条の2 別表第2に掲げる部は、ユニット制組織（その組織の長が当該組織に置かれる課長（課に置かれる課長を除く。）、係長（係に置かれる係長を除く。）、主任人事主事等（第6条第1項の主任人事主事等で、課に置かれる主任人事主事等を除く。以下この条において同じ。）及び職員の指揮命令系統を決定する権限を有する組織であって、課長、係長、主任人事主事等及び職員のいずれもが指揮命令を受ける直属の上司を1人だけ有するものをいう。）とする。

2 前条の職員のほか、別表第2に掲げる部に、同表に掲げる部の分掌事務を処理する同表に掲げる職名の課長又は係長を置く。

- 3 別表第2に掲げる職名の課長又は係長は、職員のうちから命じる。
- 4 別表第2に掲げる部の部長は、当該部に置かれる課長、係長、主任人事主事等及び第8条第1項の職員について、これらの者が指揮命令を受ける直属の上司が1人となるように、指揮命令の系統を決定する。
- 5 別表第2に掲げる職名の課長及び係長は、上司の命を受けてそれぞれが所属する部の部長の指定する事務を処理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 6 第2項に定める課長及び係長について必要な場合は、別表第2に定める職名以外に部で定めた呼称を用いることができる。

第5条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第5条の2第1項中「前2条」を「前3条」に、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第6条第1項中「前3条」を「第4条から前条まで」に、「及び特命担当の課長」を「特命担当の課長及び別表第2に掲げる部」に改める。

第7条第1項中「前4条」を「第4条から前条まで」に改める。

第8条第1項中「課に」を「課及び別表第2に掲げる部に」改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に掲げる部の職員については、同表に掲げる部の部長が同表に掲げる係長について定める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、別表第2に掲げる部の職員の職務分担は、同表に掲げる係長が同表に掲げる部の部長の承認を受けて定める。

別表第2中

「

指導部	学校指導課	保幼小中連携
	生徒指導課	学校安全・安心推進

を

」

「

指導部	学校指導課	保幼小中連携
		学校安全・安心推進

に改め、

」

同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

所属	課長		係長	
	職名	数	職名	数
指導部	生徒指導課長	2	生徒指導係長	3

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

機構整備に伴う規則改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○福岡市教育委員会事務局組織規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>生徒指導課</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>生徒指導第1係</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>生徒指導第2係</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>生徒指導課</u></p> <p><u>(1) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童及び生徒の安全及び事故に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>○福岡市教育委員会事務局組織規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 部及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(ユニット制組織に配置する課長及び係長)</u></p> <p><u>第4条の2 別表第2に掲げる部は、ユニット制組織(その組織の長が当該組織に置かれる課長(課に置かれる課長を除く。)、係長(係に置かれる係長を除く。)、主任人事主事等(第6条第1項の主任人事主事等で、課に置かれる主任人事主事等を除く。以下この条において同じ。)及び職員の指揮命令系統を決定する権限を有する組織であって、課長、係長、主任人事主事等及び職員のいずれもが指揮命令を受ける直属の上司を1人だけ有するものをいう。)とする。</u></p> <p><u>2 前条の職員のほか、別表第2に掲げる部に、同表に掲げる部の分掌事務を処理する同表に掲げる職名の課長又は係長を置く。</u></p> <p><u>3 別表第2に掲げる職名の課長又は係長は、職員のうちから命じる。</u></p> <p><u>4 別表第2に掲げる部の部長は、当該部に置かれる課長、係長、主任人事主事等及び第8条第1項の職員について、これらの者が指揮命令を受ける直属の上司が1人となるように、指揮命令の系統</u></p>

機構整備に伴う規則改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(理事)</p> <p>第5条 <u>前条</u>の職員のほか、事務局に理事を置く。</p> <p>2 理事は、職員のうちから命ずる。</p> <p>3 理事は、教育長を補佐して特定の事務を処理する。</p> <p>(特命担当の部長、特命担当の課長及び主査)</p> <p>第5条の2 <u>前2条</u>の職員のほか、<u>別表第2</u>に掲げる部又は課に同表に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当特命担当の部長、特命担当の課長又は主査を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(主任人事主事等)</p> <p>第6条 <u>前3条</u>の職員のほか、専門的事務を担当させるため、<u>課及び特命担当の課長</u>のもとに所要の主任人事主事、主任指導主事、主任社会教育主事、人事主事及び指導主事(以下次項、第3項及び第8条第1項において「主任人事主事等」という。)を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(局付)</p> <p>第7条 <u>前4条</u>の職員のほか、特に必要なときは、事務局に局付を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(課員等)</p> <p>第8条 課長、係長、主査及び主任人事主事等のほか、<u>課に</u>所要の職員を置く。</p>	<p><u>を決定する。</u></p> <p>5 <u>別表第2</u>に掲げる職名の課長及び係長は、<u>上司の命を受けてそれぞれが所属する部の部長の指定する事務を処理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>6 <u>第2項に定める課長及び係長について必要な場合は、別表第2に定める職名以外に部で定めた呼称を用いることができる。</u></p> <p>(理事)</p> <p>第5条 <u>前2条</u>の職員のほか、事務局に理事を置く。</p> <p>2 理事は、職員のうちから命ずる。</p> <p>3 理事は、教育長を補佐して特定の事務を処理する。</p> <p>(特命担当の部長、特命担当の課長及び主査)</p> <p>第5条の2 <u>前3条</u>の職員のほか、<u>別表第3</u>に掲げる部又は課に同表に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当特命担当の部長、特命担当の課長又は主査を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(主任人事主事等)</p> <p>第6条 <u>第4条から前条までの職員</u>のほか、専門的事務を担当させるため、<u>課、特命担当の課長及び別表第2に掲げる部</u>のもとに所要の主任人事主事、主任指導主事、主任社会教育主事、人事主事及び指導主事(以下次項、第3項及び第8条第1項において「主任人事主事等」という。)を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(局付)</p> <p>第7条 <u>第4条から前条までの職員</u>のほか、特に必要なときは、事務局に局付を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(課員等)</p> <p>第8条 課長、係長、主査及び主任人事主事等のほか、<u>課及び別表第2に掲げる部に</u>所要の職員を置</p>

機構整備に伴う規則改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																						
<p>2 (略)</p> <p>第9条 <u>前条</u>の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は、課長又は特命担当の課長が係長又は主査について定める。</p> <p>2 <u>前条</u>の職員の事務分担は、課長又は特命担当の課長の承認を受けて係長又は主査が定める。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2</p> <p style="margin-left: 20px;">1 特命担当の部長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>服務指導</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">2 特命担当の課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>学校教育企画</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>通学区域課 通学区域調整</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育環境部</td> <td>空調設備整備</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>指導部</td> <td>学校指導課 教科等指導</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">3 主査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>教育政策課 政策調整</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>I C T 環境整備推進</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員課</td> <td>学校教育企画</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>庶務事務システム構築</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育環境</td> <td>空調設備整備</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	所属	特命事項	人数	総務部	服務指導	1	所属	特命事項	人数	総務部	学校教育企画	1	通学区域課 通学区域調整	1	教育環境部	空調設備整備	1	指導部	学校指導課 教科等指導	2	所属	特命事項	人数	総務部	教育政策課 政策調整	1	I C T 環境整備推進	1	職員課	学校教育企画	1	庶務事務システム構築	1	教育環境	空調設備整備	1	<p>く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 <u>前条</u>の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は、課長又は特命担当の課長が係長又は主査について定める。<u>ただし、別表第2に掲げる部の職員については、同表に掲げる部の部長が同表に掲げる係長について定める。</u></p> <p>2 <u>前条</u>の職員の事務分担は、課長又は特命担当の課長の承認を受けて係長又は主査が定める。<u>ただし、別表第2に掲げる部の職員の職務分担は、同表に掲げる係長が同表に掲げる部の部長の承認を受けて定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所属</th> <th colspan="2">課長</th> <th colspan="2">係長</th> </tr> <tr> <th>職名</th> <th>数</th> <th>職名</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導部</td> <td>生徒指導課 長</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>生徒指導係 長</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <p style="margin-left: 20px;">1 特命担当の部長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>服務指導</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">2 特命担当の課長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>学校教育企画</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>通学区域課 通学区域調整</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育環境部</td> <td>空調設備整備</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>指導部</td> <td>学校指導課 教科等指導</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">3 主査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>特命事項</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>教育政策課 政策調整</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>I C T 環境整備推進</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員課</td> <td>学校教育企画</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>庶務事務システム構築</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育環境</td> <td>空調設備整備</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	所属	課長		係長		職名	数	職名	数	指導部	生徒指導課 長	2	生徒指導係 長	3	所属	特命事項	人数	総務部	服務指導	1	所属	特命事項	人数	総務部	学校教育企画	1	通学区域課 通学区域調整	1	教育環境部	空調設備整備	1	指導部	学校指導課 教科等指導	2	所属	特命事項	人数	総務部	教育政策課 政策調整	1	I C T 環境整備推進	1	職員課	学校教育企画	1	庶務事務システム構築	1	教育環境	空調設備整備	1
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	服務指導	1																																																																																					
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	学校教育企画	1																																																																																					
	通学区域課 通学区域調整	1																																																																																					
教育環境部	空調設備整備	1																																																																																					
指導部	学校指導課 教科等指導	2																																																																																					
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	教育政策課 政策調整	1																																																																																					
	I C T 環境整備推進	1																																																																																					
職員課	学校教育企画	1																																																																																					
	庶務事務システム構築	1																																																																																					
教育環境	空調設備整備	1																																																																																					
所属	課長		係長																																																																																				
	職名	数	職名	数																																																																																			
指導部	生徒指導課 長	2	生徒指導係 長	3																																																																																			
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	服務指導	1																																																																																					
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	学校教育企画	1																																																																																					
	通学区域課 通学区域調整	1																																																																																					
教育環境部	空調設備整備	1																																																																																					
指導部	学校指導課 教科等指導	2																																																																																					
所属	特命事項	人数																																																																																					
総務部	教育政策課 政策調整	1																																																																																					
	I C T 環境整備推進	1																																																																																					
職員課	学校教育企画	1																																																																																					
	庶務事務システム構築	1																																																																																					
教育環境	空調設備整備	1																																																																																					

機構整備に伴う規則改正に係る新旧対照表

現 行				改 正 案			
部	施設課	事業推進	1	部	施設課	事業推進	1
教育支援部	学務支援課	学校事務調整	1	教育支援部	学務支援課	学校事務調整	1
	給食運営課	給食センター再整備等	1		給食運営課	給食センター再整備等	1
指導部	学校指導課	保幼小中連携	1	指導部	学校指導課	保幼小中連携	1
	生徒指導課	学校安全・安心推進	1		<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>	学校安全・安心推進	1

令和2年度教育委員会 組織編成（新旧対照表）

_____ 変更等 新設

現行（R2. 4. 1時点）	R2. 6. 1時点
<p> </p> <p> </p> <p> 指導部 43</p> <p> 学校指導課</p> <p> 課長※教科等指導②</p> <p> （教育センター研修・研究課長②が兼務）</p> <p> </p> <p> 生徒指導課</p> <p> 生徒指導第1係長</p> <p> 生徒指導第2係長</p> <p> 主任指導主事⑥</p> <p> 主査※学校安全・安心推進</p> <p> </p> <p> 教育相談課</p> <p> （こども未来局こども総合相談センター教育相談課長を兼務）</p> <p> 発達教育センター</p> <p> </p>	<p> </p> <p> </p> <p> 指導部 <u>45</u></p> <p> 学校指導課</p> <p> 課長※教科等指導②</p> <p> （教育センター研修・研究課長②が兼務）</p> <p> </p> <p> <u>生徒指導課長②</u></p> <p> <u>生徒指導係長③</u></p> <p> 主任指導主事⑥</p> <p> 主査※学校安全・安心推進</p> <p> </p> <p> 教育相談課</p> <p> （こども未来局こども総合相談センター教育相談課長を兼務）</p> <p> 発達教育センター</p> <p> </p>